

(第3種郵便物認可)

# 岐阜市職員公務災害二審も認定

## 妻「パワハラ許されぬ」

「私のような遺族がた。

二度と出ないようにして」。岐阜市職員だった伊藤哲さん（当時54）の自殺が公務災害に当たるかが争われた訴訟の控訴審で、名古屋高裁は六日、一審に続いて、仕事と自殺の因果関係を認めた。妻の左紀子さん（66）は判決後の会見で、あらためてパワハラ対策が広く進むことを求め



元上司の男性は証人尋問で、一貫して哲さんへの叱責を否定したが、高裁判決は「指示や注意が、（この上司

への叱責を否定した

への）対応に慣れていない哲さんにとって、すべてが叱責と受け止められるものだったことは十分に考えられる」と指摘した。さらに自殺前、公園に大型遊具を設置する計画を巡り、哲さんが意思に反して上司に決裁印を押させられた経緯に注目。「上司の行為は結果的に哲さんと部下の職員を分断

二審勝訴の判決を受けて会見する伊藤左紀子さん（名古屋市中区の愛知県弁護士会館で

し、哲さんを孤立させるものだった」と、一審判決よりも踏み込んだ。

左紀子さんの代理人弁護士は「詳細に事実認定をしてくれた」と評価。「本人が指導と

読んで解いた。左紀子さんは「司法に助けていただいた」と感謝する一方、「公務災害認定だけで十年を費やすようなことは、私で最後にしてほしい」と述べ、地方公務員災害補償基金への不信感をあらわにした。（木下大資）